

議案第●●号

和解することについて

次のとおり請負代金請求事件に関し和解をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）12月11日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市は、請負代金請求事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 神戸地方裁判所令和5年（ワ）第1400号請負代金請求事件

2 当事者 原告 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

被告 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 山 崎 晴 恵

3 和解の要旨

- （1） 被告は、原告に対し、本件解決金として金866万138円の支払義務があることを認める。
- （2） 被告は、原告に対し、前項の金員を原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- （3） 原告は、その余の請求を放棄する。
- （4） 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権義務のないことを相互に確認する。
- （5） 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 号

和解することについて

事件の概要

原告と被告は、オープンシールド工法という特殊技術を用いて施工することを前提に、令和3年(2021年)7月30日付けで荒神川・都市基盤河川改修事業河川改修工事(以下「本件工事」という。)に係る工事請負契約(以下「本件契約」という。)を締結した。本件契約締結後、設計変更を行う必要が生じたため、被告は原告から見積もりを徴収し、令和4年(2022年)3月31日付けで工事請負変更契約(以下「本件変更契約」という。)を行った。

原告は、工事を竣工するまでの間、現場の状況に合わせ、被告と協議を行うなどした上で、本件変更契約の内容に含まれていない追加工事(以下「本件追加工事」という。)も適宜行ったが、被告は、原告がオープンシールド工法に係る工事部分について安価な方法で施工していたことを理由に、本件追加工事にかかった費用を加味しても本件変更契約の金額の範囲内の工事内容であったとして、本件変更契約どおりの1億4,997万7,300円の請負代金を支払ったため、768万8,700円の未払があるとして、原告は被告に対し追加で請負代金の支払を求め、令和5年(2023年)6月9日付けで神戸地方裁判所に訴訟を提起した。その後、訴えの変更申立てにより、請求金額は879万3,289円に修正された。

今般、訴訟における裁判所からの和解勧告の結果、被告が原告に対し、解決金として866万138円を支払うことで和解しようとするものである。

令和6年(2024年)12月2日

第15回都市経営会議資料

都市安全部 公園河川課

請負代金請求事件の概要等について

1. 事件概要

【事件名】神戸地方裁判所 令和5年(ワ)第1400号請負代金請求事件

【原告】

【被告】宝塚市

【概要】原告と被告は、オープンシールド工法という特殊技術を用いて施工することを前提に、荒神川・都市基盤河川改修事業河川改修工事(以下「本件工事」という。)に係る工事請負契約(以下「本件契約」という。)を令和3年7月30日に締結した。本件契約締結後、設計変更を行う必要が生じたため、被告は原告から見積もりを徴収し、工事請負変更契約(以下「本件変更契約」という。)を令和4年3月31日に行った。

原告は、工事を竣工する令和4年5月31日までの間、現場の状況に合わせ、被告と協議を行うなどした上で、本件変更契約の内容に含まれていない追加工事(以下「本件追加工事」という。)も適宜行ったが、被告は、原告がオープンシールド工法に係る工事部分について安価な方法で施工していたことを理由に、本件追加工事にかかった費用を加味しても本件変更契約の金額の範囲内の工事金額内であったとして、本件変更契約どおりの1億4997万7300円(※前払い金は令和3年度中に支払い済)の請負代金を支払ったが、原告は768万8700円の未払いがあるとして、追加で請負代金の支払いを求める訴えを提起した。その後の第9回期日変更申立申請書(2)で、請求金額は879万3289円に修正された。第10回期日で裁判所から被告から原告に対し、866万138円の支払いを求める和解案が勧告された。

第11回期日で和解案のとおり進めることについて合意した。

2. 提案理由

複数回にわたる期日の結果、追加工事分の内容については概ね金額の争いがないことなどから、令和6年10月31日に開催された第10回期日において、神戸地方裁判所(以下裁判所という。)から和解案が勧告された。裁判所から和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告との間の紛争を早期に解決させることを勧告し、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるため、議案を提案するものである。

3. 対応経過

からの訴訟

令和5年 6月 9日 訴訟提起（原告：）

7月27日 第1回期日

原告：訴状陳述、甲第1～第12号証提出

被告（市）：答弁書擬制陳述

9月 7日 原告の要請により神戸地裁伊丹支部から本庁へ回付

10月26日 第2回期日

被告：準備書面（1）陳述、乙第1～第8号証提出

12月21日 第3回期日

原告：第1準備書面と訴えの変更申立書を陳述、甲第13号証提出

被告：準備書面（2）陳述、乙第9～第12号証の2提出

12月27日 第4回期日

原告・被告：裁判所から当事者への確認事項に対する回答

令和6年 2月20日 第5回期日

原告：甲第12号証の2提出、追加工事一覧表追記

被告：乙第13号証提出、追加工事一覧表追記

4月25日 第6回期日

被告：準備書面（3）陳述、乙第14～第18号証提出

6月25日 第7回期日

原告：第2準備書面陳述、甲第14～第19号証提出

被告：準備書面（4）陳述、乙第19～第23号証提出

8月29日 第8回期日

原告：第3準備書面陳述、甲第20、21号証提出

被告：準備書面（5）陳述、乙第24～26号証提出

10月22日 第9回期日

原告：変更申立書（2）陳述

被告：準備書面（6）陳述、乙第27～31号証提出

10月31日 第10回期日 裁判所から和解案提示

11月19日 第11回期日 和解案のとおり進めることに合意

【参 考】令和5年6月9日以前の経過

からの調停申立て

令和5年 3月 7日 民事調停申立て（申立人

4月28日 民事調停第1回期日（市欠席）

答弁書の提出（市）

第1準備書面の提出（申立人）

6月 2日 民事調停第2回期日 → 不調により終結

市から兵庫県建設工事紛争審査会への調停の申立て

令和5年 9月12日 兵庫県建設工事紛争審査会（以下、審査会と言う）への調停申請
（申請人：市）

10月10日 (被申請人) より、審査会の調停には応じない旨の書面の提出があった。審査会からは、調停の取り下げもしくは審理開始のどちらかを選ぶよう回答を求められる。

11月13日 審査会より令和5年（調）第1号事件の第1回審理開催の通知が届く。

12月12日 第1回審理が開かれたが、被申請人欠席のため調停成立の見込みなしと判断され、手続は打ち切りとなる。

12月14日 審査会より調停の打ち切りについての通知が届く。